

保存登記

(2)新築後未使用(建売住宅・新築マンションを取得したとき)

必要書類		原本・写しの別	提示・提出の別	備考
住民票(転入手続後のもの)		どちらでも可	提示	やむをえず転入手続き前(入居予定)の場合は必要書類が増えます。 (7)参照
3 点 の う ち い ず れ か	・登記完了証(表題登記) (書面申請の場合など新築年月日の記載がない場合は、表題登記時に受領された登記申請書も加えて必要)	どちらでも可	提示	①家屋の所在地 ②家屋番号 ③家屋の種類 ④構造、床面積 ⑤建築(新築)年月日が記載されているもの
	・登記事項証明書			
	・確認申請書類一式 (確認済証、検査済証を含む) (表題登記における建築(新築)年月日が検査済証の交付日と異なる場合は、別途建築(新築)年月日が確認できる書類が必要)			
5 点 の う ち い ず れ か	・売買契約書	どちらでも可	提出	委任状は売主・買主両者分
	・売渡証書			
	・所有権譲渡証明書			
	・登記原因証明情報			
	・登記等を委任する旨の委任状			

追加書類(新築後1年を超える場合)

未使用証明書	どちらでも可	提出	
--------	--------	----	--

追加書類(特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅の場合)

認定通知書	原本と写し両方	原本提示・写し提出	変更の認定を受けた場合には変更認定通知書 押印欄が廃止されたものについては、原本提示不要
-------	---------	-----------	---

追加書類(併用住宅の場合)

※家屋の床面積の90%を超える部分が住宅部分であることが条件

面積算定調書 等	どちらでも可	提出	家屋の床面積の90%を超える部分が住宅部分であることがわかる平面図等
----------	--------	----	------------------------------------